

合併協議会だより

合併協議会を設置いたしました。

都幾川村と玉川村は、平成一六年十一月一日付で二村による合併協議会を設置しました。

今回の合併協議は、以前から親密な関係にある都幾川村と玉川村が合併することにより、効率的な行政運営の推進を目指すものであります。そして、両村の築いてきた村づくりを大切にしながら、地域の特性を活かした自治体を形成していきたいと考えております。

両村の住民の皆さまの理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

会長 関口 定男
副会長 大澤 堯

平成16年11月12日(金)に第1回の合併協議会を開催しました。報告事項5項目が承認され、協議事項10項目について協議をいただきました。内容と主な結果は次のとおりです。

第1回合併協議会内容と主な結果

報告事項

- 報告第1号** 都幾川村・玉川村合併協議会規約の制定について
- 報告第2号** 都幾川村・玉川村合併協議会幹事会規程の制定について
- 報告第3号** 都幾川村・玉川村合併協議会事務局規程の制定について
- 報告第4号** 都幾川村・玉川村合併協議会財務規程の制定について
- 報告第5号** 都幾川村・玉川村合併協議会設置に関する協議書等について

協議事項

- 協議第1号** 都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程について
- 協議第2号** 都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 協議第3号** 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について
- 協議第4号** 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について
- 協議第5号** 都幾川村・玉川村合併協議会協定項目について
- 協議第6号** 合併協定項目の協議方針について
- 協議第7号** 協定項目1 合併の方式について
- 協議第8号** 協定項目2 合併の期日について
- 協議第9号** 協定項目5 新町建設計画策定方針について
- 協議第10号** 第2回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について

平成16年度協議会事業計画

- 協議会の開催**
協議会の開催は、月2回程度とする。
- 協議会だよりの発行**
月1回程度とする。
- 協議会ホームページの開設・運営**
更新は随時とする。
- 新町建設計画の策定**
- 事務事業一元化業務**
- 県への合併申請**

協定項目1 合併の方式について

合併の方式については、都幾川村及び玉川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

協定項目2 合併の期日について

合併申請については、市町村の合併の特例に関する法律の適用を受ける平成一七年三月末日までとする。
合併の期日については、今後、協議、決定するものとする。

合併協定項目

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 合併の方式 | 12 特別職の職員の身分の取扱い |
| 2 合併の期日 | 13 条例、規則等の取扱い |
| 3 新町の名称 | 14 事務組織及び機構の取扱い |
| 4 新町の事務所の位置 | 15 一部事務組合等の取扱い |
| 5 新町建設計画 | 16 使用料、手数料等の取扱い |
| 6 地域自治組織の取扱い | 17 公共的団体等の取扱い |
| 7 議会の議員の定数及び任期の取扱い | 18 補助金、交付金等の取扱い |
| 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 19 字名の取扱い |
| 9 一般職の職員の身分の取扱い | 20 慣行の取扱い |
| 10 地方税の取扱い | 21 行政区(行政連絡機構)の取扱い |
| 11 財産の取扱い | 22 各種事務事業の取扱い |

合併協定項目調整方針

1 一体性確保の原則

新町に移行する際、住民生活に支障をきたさないように、速やかな一体性の確保に努める。

2 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

3 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

4 健全な財政運営の原則

健全な財政運営に努める。

5 行政改革推進の原則

効率的な行政運営が行えるよう事務事業の見直しに努める。

都幾川村・玉川村合併協議会委員及び監事

	会長	1号委員 村長	2号委員 議長及び議員			3号委員 助役及び教育長		4号委員 学識経験を有する者			
都幾川村		大澤堯	岩田 鑑郎	田中 旭	岡野 明夫	杉田 斉	清水 孝一	西澤 明彦	上 雅子	関和 常夫	山口 博司
玉川村	関口 定男		前田 典利	浜添 和子	杉田 哲夫	山口 芳平	野口 昌夫	高柳 寛	馬場 功	村田 朝子	堀口 一敏
共通								野本 壽永			

監事	岩田 隆雄(都幾川村)	高柳 弘(玉川村)	(敬称略)
----	-------------	-----------	-------

平成16年度協議会予算

歳入歳出とも、14,001千円に決定されました。

【歳入】

負担金(2村負担金)	14,000千円
諸収入(預金利子)	1千円

【歳出】

運営費	6,258千円
事業費	7,450千円
予備費	293千円

都幾川村・玉川村合併協議会

編集・発行 都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355-0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地

TEL 090-4374-5165

(都幾川村役場内)

都幾川村・玉川村合併協議会開催予定

第3回合併協議会

平成16年12月13日(月)

場 所 玉川村中央公民館2階

第4回合併協議会

平成16年12月21日(火)

場 所 都幾川村中央公民館3階

傍聴については事務局へ問合せください。

開催時間はいずれも14時00分です。

都合により、変更になる場合があります。